

(別紙1) 番号法第19条第8号に基づく主務省令の第2条の表に掲げる事務

No	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表項番	情報照会者	事務	情報提供者	特定個人情報
1	1	厚生労働大臣	健康保険法第五条第二項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた健康保険に関する事務又は同法による保険医若しくは保険薬剤師の登録に関する事務であって第3条で定めるもの	市町村長	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報(以下この条において「地方税関係情報」という。)、住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項(以下「住民票関係情報」という。)であって第3条で定めるもの
2	2	全国健康保険協会	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって第4条で定めるもの	市町村長	地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報(以下この条において「介護保険給付等関係情報」という。)であって第4条で定めるもの
3	3	健康保険組合	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって第5条で定めるもの	市町村長	地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険給付等関係情報であって第5条で定めるもの
4	4	総務大臣又は都道府県知事	恩給法による年金である給付又は一時金の支給に関する事務であって第6条で定めるもの	市町村長	地方税関係情報であって第6条で定めるもの
5	5	厚生労働大臣	船員保険法第四条第二項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた船員保険に関する事務であって第7条で定めるもの	市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって第7条で定めるもの
6	7	全国健康保険協会	船員保険法による保険給付又は平成十九年法律第三十号附則第三十九条の規定によりなお従前の例によるものとされた平成十九年法律第三十号第四条の規定による改正前の船員保険法による保険給付の支給に関する事務であって第9条で定めるもの	市町村長	地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険給付等関係情報であって第9条で定めるもの
7	11	都道府県知事	児童福祉法による養育里親若しくは養子縁組里親の登録、里親の認定又は障害児入所給付費、高額障害児入所給付費若しくは特定入所障害児食費等給付費の支給に関する事務であって第13条で定めるもの	市町村長	児童福祉法による障害児通所支援に関する情報、地方税関係情報、住民票関係情報、介護保険給付等関係情報又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報(以下この条において「障害者自立支援給付関係情報」という。)であって第13条で定めるもの
8	13	都道府県知事	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であって第15条で定めるもの	市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって第15条で定めるもの
9	15	市町村長	児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給又は障害福祉サービスの提供に関する事務であって第17条で定めるもの	市町村長	児童福祉法による障害児通所支援に関する情報、地方税関係情報、住民票関係情報、介護保険給付等関係情報又は障害者自立支援給付関係情報であって第17条で定めるもの
10	20	都道府県知事又は市町村長	児童福祉法による負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務であって第22条で定めるもの	市町村長	児童福祉法による障害児通所支援に関する情報、地方税関係情報、住民票関係情報又は障害者自立支援給付関係情報であって第22条で定めるもの
11	28	市町村長	予防接種法による給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって第30条で定めるもの	市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって第30条で定めるもの
12	37	市町村長	身体障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって第39条で定めるもの	市町村長	地方税関係情報、住民票関係情報又は障害者自立支援給付関係情報であって第39条で定めるもの

(別紙1) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表に掲げる事務

No	番号法第19条第8号 に基づく主務省令 第2条の表項番	情報照会者	事務	情報提供者	特定個人情報
13	39	都道府県知事	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による入院措置又は費用の徴収に関する事務であって第41条で定めるもの	市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって第41条で定めるもの
14	42	都道府県知事	生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって第44条で定めるもの	市町村長	地方税関係情報、母子保健法による養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給に関する情報、児童手当法による児童手当若しくは特例給付の支給に関する情報(以下この条において「児童手当関係情報」という。)、介護保険給付等関係情報又は障害者自立支援給付関係情報であって第44条で定めるもの
15	48	市町村長	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例又は森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律による地方税又は森林環境税の賦課徴収に関する事務であって第50条で定めるもの	市町村長	地方税関係情報、母子保健法による妊娠の届出に関する情報又は住民票関係情報であって第50条で定めるもの
16	49	都道府県知事	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって第51条で定めるもの	市町村長	地方税関係情報であって第51条で定めるもの
17	53	公営住宅法第2条第16号に規定する事業主体である都道府県知事又は市町村長	公営住宅法に依る公営住宅の管理に関する事務であって同条で定めるもの	市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって第55条で定めるもの
18	57	日本私立学校振興・共済事業団	私立学校教職員共済法による短期給付の支給又は年金である給付の支給に関する事務であって第59条で定めるもの	市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって第59条で定めるもの
19	58	厚生労働大臣又は共済組合等	厚生年金保険法による年金である保険給付又は一時金の支給に関する事務であって第60条で定めるもの	市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって第60条で定めるもの
20	59	文部科学大臣又は都道府県教育委員会	特別支援学校への就学奨励に関する法律による特別支援学校への就学のため必要な経費の至便に関する事務であって第61条で定めるもの	市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって第61条で定めるもの
21	63	都道府県教育委員会又は市町村教育委員会	学校保健安全法に依る医療に要する費用についての援助に関する事務であって第65条で定めるもの	市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって第65条で定めるもの
22	65	国家公務員共済組合	国家公務員共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって第67条で定めるもの	市町村長	地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険給付等関係情報であって第67条で定めるもの
23	66	国家公務員共済組合連合会	国家公務員共済組合法又は国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法による年金である給付の支給に関する事務であって第68条で定めるもの	市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって第68条で定めるもの
24	69	市町村長又は国民健康保険組合	国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって第71条で定めるもの	市町村長	地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険給付等関係情報であって第71条で定めるもの
25	73	厚生労働大臣	国民年金法による年金である給付若しくは一時金の支給、保険料の納付に関する処分又は保険料その他徴収金の徴収に関する事務であって第75条で定めるもの	市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって第75条で定めるもの

(別紙1) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表に掲げる事務

No	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表項番	情報照会者	事務	情報提供者	特定個人情報
26	75	市町村長	知的障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって第77条で定めるもの	市町村長	地方税関係情報、住民票関係情報又は障害者自立支援給付関係情報であって第77条で定めるもの
27	76	住宅地区改良法第二条第二項に規定する施行者である都道府県知事又は市町村長	住宅地区改良法による改良住宅の管理若しくは家賃若しくは敷金の決定若しくは変更又は収入超過者に対する措置に関する事務であって第78条で定めるもの	市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって第78条で定めるもの
28	81	都道府県知事等	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務であって第83条で定めるもの	市町村長	地方税関係情報、住民票関係情報又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による療養介護若しくは施設入所支援に関する情報であって第83条で定めるもの
29	83	地方公務員共済組合	地方公務員等共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって第85条で定めるもの	市町村長	地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険給付等関係情報であって第85条で定めるもの
30	84	地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会	地方公務員等共済組合法又は地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法による年金である給付の支給に関する事務であって第86条で定めるもの	市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって第86条で定めるもの
31	86	市町村長	老人福祉法による福祉の措置に関する事務であって第88条で定めるもの	市町村長	地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険給付等関係情報であって第88条で定めるもの
32	87	市町村長	老人福祉法による費用の徴収に関する事務であって第89条で定めるもの	市町村長	地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険給付等関係情報であって第89条で定めるもの
33	88	都道府県知事	母子及び父子並びに寡婦福祉法による償還未済額の免除又は資金の貸付けに関する事務であって第90条で定めるもの	市町村長	地方税関係情報であって第90条で定めるもの
34	89	都道府県知事又は市町村長	母子及び父子並びに寡婦福祉法による配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの又は寡婦についての便宜の供与に関する事務であって第91条で定めるもの	市町村長	地方税関係情報であって第91条で定めるもの
35	90	都道府県知事等	母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する事務であって第92条で定めるもの	市町村長	地方税関係情報であって第92条で定めるもの
36	91	厚生労働大臣又は都道府県知事	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する事務であって第93条で定めるもの	市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって第93条で定めるもの
37	92	都道府県知事等	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は昭和六十年法律第三十四号附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する事務であって第94条で定めるもの	市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって第94条で定めるもの
38	96	市町村長	母子保健法による費用の徴収に関する事務であって第98条で定めるもの	市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって第98条で定めるもの
39	98	厚生労働大臣又は都道府県知事	労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律による職業転換給付金の支給に関する事務であって第100条で定めるもの	市町村長	地方税関係情報であって第100条で定めるもの

(別紙1) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表に掲げる事務

No	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表項番	情報照会者	事務	情報提供者	特定個人情報
40	106	市町村長(児童手当法第十七条第一項の表の下欄に掲げる者を含む。)	児童手当法による児童手当又は特例給付の支給に関する事務であって第108条で定めるもの	市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって第108条で定めるもの
41	108	市町村長	災害弔慰金の支給等に関する法律による災害弔慰金若しくは災害障害見舞金の支給又は災害援護資金の貸付けに関する事務であって第110条で定めるもの	市町村長	地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険給付等関係情報であって第110条で定めるもの
42	115	後期高齢者医療広域連合	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって第117条で定めるもの	市町村長	地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険給付等関係情報であって第117条で定めるもの
43	124	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律第十八条第二項に規定する賃貸住宅の建設及び管理を行う都道府県知事又は市町村長	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律による賃貸住宅の管理に関する事務であって第126条で定めるもの	市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって第126条で定めるもの
44	125	都道府県知事等	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付の支給に関する事務であって第127条で定めるもの	市町村長	地方税関係情報、母子保健法による養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給に関する情報、児童手当関係情報、介護保険給付等関係情報又は障害者自立支援給付関係情報であって第127条で定めるもの
45	129	厚生労働大臣	平成八年法律第八十二号附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付の支給に関する事務であって第131条で定めるもの	市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって第131条で定めるもの
46	130	平成八年法律第八十二号附則第三十二条第二項に規定する存続組合又は平成八年法律第八十二号附則第四十八条第一項に規定する指定基金	平成八年法律第八十二号による年金である長期給付又は年金である給付の支給に関する事務であって第132条で定めるもの	市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって第132条で定めるもの
47	132	市町村長	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって第134条で定めるもの	市町村長	地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険給付等関係情報であって第134条で定めるもの
48	137	都道府県知事又は保健所を設置する市の長	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による費用の負担又は療養費の支給に関する事務であって第139条で定めるもの	市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって第139条で定めるもの
49	138	厚生労働大臣	厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付の支給に関する事務であって第140条で定めるもの	市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって第140条で定めるもの

(別紙1) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表に掲げる事務

No	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表項番	情報照会者	事務	情報提供者	特定個人情報
50	140	独立行政法人農業者年金基金	独立行政法人農業者年金基金法による農業者年金事業の給付の支給若しくは保険料その他徴収金の徴収又は同法附則第六条第一項第一号の規定により独立行政法人農業者年金基金が行うものとされた平成十三年法律第三十九号による改正前の農業者年金基金法若しくは平成二年法律第二十一号による改正前の農業者年金基金法による給付の支給に関する事務であって第142条で定めるもの	市町村長	地方税関係情報であって第142条で定めるもの
51	141	独立行政法人日本学生支援機構	独立行政法人日本学生支援機構法による学資の貸与及び支給に関する事務であって第143条で定めるもの	市町村長	地方税関係情報、住民票関係情報又は児童手当関係情報であって第143条で定めるもの
52	142	厚生労働大臣	特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律による特別障害給付金の支給に関する事務であって第144条で定めるもの	市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって第144条で定めるもの
53	144	都道府県知事又は市町村長	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって第146条で定めるもの	市町村長	児童福祉法による障害児通所支援に関する情報、地方税関係情報、住民票関係情報、介護保険給付等関係情報又は障害者自立支援給付関係情報であって第146条で定めるもの
54	147	総務大臣	国会議員互助年金法を廃止する法律又は同法附則第2条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法による廃止前の国会議員互助年金法による年金である給付の支給に関する事務であって第149条で定めるもの	市町村長	地方税関係情報であって第149条で定めるもの
55	151	文部科学大臣、都道府県知事又は都道府県教育委員会	高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務であって第153条で定めるもの	市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって第153条で定めるもの
56	152	厚生労働大臣	職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律による職業訓練受講給付金の支給に関する事務であって第154条で定めるもの	市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって第154条で定めるもの
57	155	市町村長	子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって第157条で定めるもの	市町村長	児童福祉法による障害児通所支援に関する情報、地方税関係情報、住民票関係情報又は障害者自立支援給付関係情報であって第157条で定めるもの
58	156	厚生労働大臣	年金生活者支援給付金の支給に関する法律による年金生活者支援給付金の支給に関する事務であって第158条で定めるもの	市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって第158条で定めるもの
59	158	都道府県知事	難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務であって第160条で定めるもの	市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって第160条で定めるもの

(別紙1) 番号法第19条第8号に基づく主務省令の第2条の表に掲げる事務

No	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表項番	情報照会者	事務	情報提供者	特定個人情報
60	160	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第十条に規定する特定公的給付の支給を実施する行政機関の長等	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による特定公的給付の支給を実施するための基礎とする情報の管理に関する事務であって第162条で定めるもの	市町村長	地方税関係情報であって第162条で定めるもの
61	161	都道府県知事等	「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について」に基づく外国人であって生活に困窮する者に係る保護の決定及び実施又は徴収金の徴収の取扱に準じた生活保護関係事務に関する事務であって第163条で定めるもの	市町村長	地方税関係情報、母子保健法に依る養育費の給付若しくは養育医療に要する費用の支給に関する情報、児童手当関係情報、介護保険給付等関係情報又は障害者自立支援給付関係情報であって第163条で定めるもの
62	163	地域優良賃貸住宅制度要綱第2条第9号に規定する地域優良賃貸住宅(公共供給型)又は同条第16号に規定する公営型地域優良賃貸住宅(公共供給型)の建設及び管理を行う都道府県知事又は市町村長	地域優良賃貸住宅制度要綱に基づく地域優良賃貸住宅の管理に関する事務であって第165条で定めるもの	市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって第165条で定めるもの
63	164	都道府県知事	「特定感染症検査等事業について」の特定感染症検査等事業実施要綱に基づくウイルス性肝炎患者等の重症化予防推進事業に係る陽性者フォローアップ事業の実施に関する事務であって第166条で定めるもの	市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって第166条で定めるもの
64	165	都道府県知事	「感染症対策特別促進事業について」の肝炎治療特別促進事業実施要綱に基づく肝炎治療特別促進事業の実施に関する事務であって第167条で定めるもの	市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって第167条で定めるもの
65	166	都道府県知事	「肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業について」の肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業実施要綱に基づく肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業の実施に関する事務であって第168条で定めるもの	市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって第168条で定めるもの
66	167	文部科学省	国の設置する高等学校等に係る高等学校等修学支援事業費補助金(学び直しへの支援)交付要綱に規定する高等学校等学び直し支援金の支給に関する事務であって第169条で定めるもの	市町村長	地方税関係情報であって第169条で定めるもの
67	168	都道府県知事又は都道府県教育委員会	高等学校等修学支援事業費補助金(学び直しへの支援)交付要綱に規定する高等学校等学び直し支援金の支給に関する事務であって第170条で定めるもの	市町村長	地方税関係情報であって第170条で定めるもの

(別紙1) 番号法第19条第8号に基づく主務省令の第2条の表に掲げる事務

No	番号法第19条第8号 に基づく主務省令 第2条の表項番	情報照会者	事務	情報提供者	特定個人情報
68	169	都道府県知事又は 都道府県教育委員 会	高等学校等修学支援事業費補 助金(奨学のための給付金)交 付要綱に規定する高等学校等 に係る奨学のための給付金事 業による給付金の支給に関す る事務であって第171条で定め るもの	市町村長	地方税関係情報であって第171条で定めるもの
69	170	都道府県知事又は 都道府県教育委員 会	高等学校等修学支援事業費補 助金(専攻科の生徒への奨学 のための給付金)交付要綱に 規定する高等学校等専攻科に 係る奨学のための給金事業に よる給付金の支給に関する事 務であって第172条で定めるもの	市町村長	地方税関係情報であって第172条で定めるもの
70	171	文部科学大臣	国の設置する高等学校等に係 る高等学校等修学支援事業費 補助金(専攻科の生徒への修 学支援)交付要綱に規定する 高等学校等専攻科修学支援金 の支給に関する事務であって 第173条で定めるもの	市町村長	地方税関係情報であって第173条で定めるもの
71	172	都道府県知事又は 都道府県教育委員 会	高等学校等修学支援事業費補 助金(専攻科の生徒への修学 支援)交付要綱に規定する高 等学校等専攻科修学支援金の 支給に関する事務であって第 174条で定めるもの	市町村長	地方税関係情報であって第174条で定めるもの
72	173	都道府県知事	「特定疾患治療研究事業につ いて」の特定疾患治療研究事 業実施要綱に基づく特定疾患 治療研究事業の実施に関する 事務であって第175条で定める もの	市町村長	地方税関係情報であって第175条で定めるもの